

5 消安第 4905 号  
令和 5 年 12 月 5 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

ML18456 株を利用して生産したカンタキサンチン



## ML18456 株を利用して生産したカンタキサンチンに係る 食品健康影響評価について

### 1. 経緯

「ML18456 株を利用して生産したカンタキサンチン」については、令和 3 年 8 月 5 日付けで DSM 株式会社から組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼品の概要

本品目は、*Yarrowia lipolytica* ATCC 76861 を宿主として  $\beta$ -カロチン高生産株を構築し、当該株にカンタキサンチン合成遺伝子を導入して作製した *Y. lipolytica* ML18456 株を利用して生産したカンタキサンチンである。

宿主である *Y. lipolytica* は、自然界では土壌等から単離される酵母であり、クエン酸等の製造に利用されている。

### 3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法に関して、飼料添加物の指定を受けているカンタキサンチンと相違は無い。カンタキサンチンはカロテノイドの一種であり、肉や卵黄等の色調強化を目的として、鶏やさけ科魚類等の飼料に添加されている。